

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 2 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700211号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700117号

第1 結論

平成10年4月1日から平成12年11月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

平成14年8月1日から平成16年6月1日までの期間について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成10年4月1日から平成12年11月1日まで
② 平成14年8月1日から平成16年6月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた請求期間①及びB社に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されている。

請求期間①の給与は25万円ないし32万円、請求期間②の給与は22万円ないし37万円を支給されており、その額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を実際の給与額に見合う額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表及び請求者から提出された雇用保険受給資格者証(写)によると、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬が支払われていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者と同じ営業の仕事をしていたとする複数の同僚は、給与は基本給と外交員報酬に分かれており、外交員報酬からは厚生年金保険料が控除されておらず、基本給のみが社会保険の届出の対象になっていた旨を回答又は陳述している上、前述の同僚1名から提出された給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、請求者から提出された平成12年分給与所得の源泉徴収票(写)に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した額とほぼ一致する上、オンライン記録において、請求期間①の標準報酬月額が遡って訂正されるなど不自然な処理が行わ

れた形跡も見当たらない。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からも回答が得られないことから、請求者の請求期間①における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳（写）及び雇用保険受給資格者証（写）によると、請求者は当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高い報酬が支払われていたことがうかがえる。

しかしながら、請求者から提出された平成15年分及び平成16年分給与所得の源泉徴収票（写）に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した額とほぼ一致する上、オンライン記録において、請求期間②の標準報酬月額が遡って訂正されるなど不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

また、請求者と同じ営業の仕事をしていたとする同僚から提出された平成16年分の給与明細書によると、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、同社は約5年前に法人として清算結了しており、請求どおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかは不明と回答していることから、請求者の請求期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

3 このほか、請求期間①及び②について、請求者は、給与明細書を所持していない上、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。